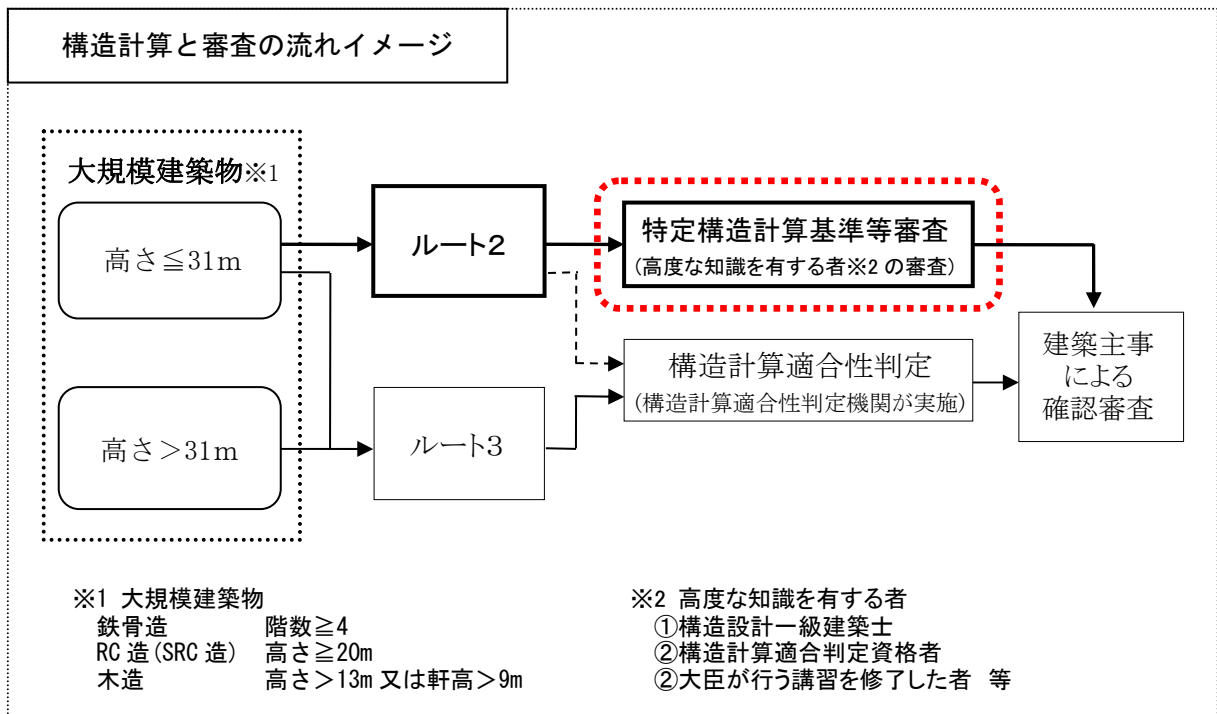


特定構造計算基準等審査を行う場合の審査手数料の新設について

長野県建設部建築住宅課

1 概要

高さ 31m 以下の建築物に適用することが可能な比較的容易である構造計算（ルート2）により計算された建築物の計画が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査（特定構造計算基準等審査）につきましては、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者が審査を行うことができるとされ、県では平成 27 年 6 月 1 日から実施しているところですが、長野県手数料徴収条例の一部改正を行い、平成 29 年 4 月 1 日から審査事務に係る手数料を新設する予定です。



2 新設する手数料の額（予定）

確認申請手数料に次の区分に応じた手数料を加算し徴収することとする。

区分（床面積）	手数料の額
1,000 m ² 以内	140,000 円
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	190,000 円
2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	230,000 円
10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以内	300,000 円
50,000 m ² 超え	560,000 円

3 適用

平成 29 年 4 月 1 日以降に建設事務所 建築課又は整備・建築課 に確認申請書を提出する場合に適用されます。